

## 農地と農地所有権について——農本主義からの考察

農業とは何かという問いは土地への考察から始められるべきだというのが僕の基本的立場であり、そのことを数年前に「有機農業における土壌の本源的意味について」という小論で整理してみた。そこでは加用信文さんの論理を俎上にあげて、その経済学的考察がどのようにして土地への認識を誤らせていったかについて僕なりに解明した。加用先生は大学時代の農業経営学の先生で、学生時代にすでに超大家だった加用先生の講義を直接に聞いて、またさらに江島先生から加用理論の神髄について解説いただいて、しかしその頃にかすかに感じた違和感を、40年を経てやっと僕なりに整理できたのがこの小論だった。僕としてはなかなかの作だとの思いはあるのだが、残念ながら今のところ反響はゼロである。

最近、金沢夏樹さんの『農業経営学の体系』（地球社 1978 年、この年に僕は筑波大に移った）を読み直す機会があり、そこで彼は彼の農業経営学の最初に土地への考察を位置づけており、金沢さんには加用先生にならぶ優れた見識があったのだと改めて見直した。

彼はそこで土地への考察を「可分割性」から始めている。この点も僕も同じで、僕は土地への考察を自然力への考察として進め、そこで土地の自然力のなかで、土壌という自然力はある程度分割可能だという点に特質があり、この特質があったから近代社会においては農地所有権が社会制度化していったのだと指摘しておいた。僕としてはこの指摘はかなり大きなものだと思っていたのだが、金沢さんもほぼ同じように認識していたことに気がついて嬉しかった。

しかし、金沢さんの場合は、だから農地は、地域の自然から離脱して、経営財として、さらに言えば資本主義的経済社会における農業経営の自立的な財として機能していくのだと論じていく。しかし、僕の場合は、確かに土壌はある程度分割可能な自然力ではあるが、しかし、それは分割しきれるものではなく、地域自然からの離脱には無理が伴わざるを得ないと論じた。着眼点は同じだが、考察の方向性が相当に違っているのである。

先日、学生時代の友人の O 君の依頼で、埼玉久喜で不動産会社を営む F さんとお会いし、彼の事業の現場を見学し、いろいろお話しする機会があった。F さんは地元のかかなり大きな地主出身で、その後、この地域が近郊住宅地として変身していく過程で、この地域としては大手の不動産業に成長していった。最近、地域の大地主 3 戸の屋敷地が相次いで売りに出て、それを彼なりの考えで 3 戸とも買い取り、次の仕事の展開を図っており、そのことについての相談が、今回の訪問依頼の用件だった。

F さんには、田舎暮らしブームは本物となりそうだという認識があり、今回の地主屋敷の買い取りはそれについての新事業の一步ということだった。彼はその屋敷地を再生整備し、新規就農希望者の就農研修施設を作り、高島屋等と連携し、子どもたちの農業体験のイベントも体系化したい、そのために農業は有機農業で、そのための農業生産法人をすでに設立しており、O 君の伝を辿って僕へのコンタクトへと進んだとのことだった。彼のこれらのプラン自体はあまりにも夢想的で、全面的に、根本的に再検討した方が良くだろうと言うのが

僕のコメントで、それを彼がどのように受け止めたのかはまだ解らない。

ここで僕が書いておきたいことは、Fさんのこの新事業プラン自体についてではなく、彼の不動産業者としての土地への認識についてである。

Fさんは善意の人で、いま農業の大切さ、その文化としての魅力を強く感じており、取得した農地や屋敷地について計画しようとしているこれからの事業についても、農に関わる社会的正義を第一に考えようとしていて、僕にアプローチしたのもそうした気持ちからだ。それは疑いない事実だ。しかし、その彼が、そして不動産取引を事業としてきた、いわば「土地」に関する専門家である、さらにはこの土地で生まれ育ち、そこで「土地」にかかわる業を営んできた彼の「土地」への認識が以下のようなのだ。

まず彼は、土地の自然的、社会的な来歴、その土地の生態系について、小出博さんの言い方を借りれば、土地の自然史（誌）、土地の社会史（誌）について、さらに別言すれば土地それぞれの風土的個性について、驚くほど無知で、無関心で、無頓着のままであった。

久喜周辺は、戦後この地域で仕事をした人の間では「中川低湿地」と呼び習わされてきた実に問題の多い難しい土地だった。

水利学の田島君が農大から教育大の大学院に入ってきて、僕は助手になりたて、だから20代後半の年だったが、彼と一緒に中川低湿地を実によく歩きまわった。僕も埼玉の生まれだが、そこは武蔵野台地で、中川低湿地はまったくの未知の土地だった（このときの印象を一つのもとにして筑波大に移ってから「地形・土壌立地と畑作農法の類型」をまとめた）。歩き始めた当初は、利根川の東遷のことも詳しくは知らなかったし、地図で「中川」という名の河川を探したが見つけられなかった程度の認識からのスタートだった。古利根川、江戸川、元荒川、新河岸川……。懐かしい。それはこの地域が手の付けられない低湿地だった最後の最後の時代だった。利根川、荒川、入間川、渡良瀬川、鬼怒川などの河川がすべて東京湾に流れ込み、しかも縄文海進、その後の海の後退、火山の大爆発と火山灰の堆積などの地域自然史の流れのなかで作られた広大な低湿地デルタ。まず利根川、渡良瀬川、鬼怒川が小貝川の流路を使って銚子に東遷され、残された低湿地を、まず台地縁辺、自然堤防周辺から少しずつ河川の流路を安定させ、長い時間のなかで少しずつ水田開発が進めてきた。農業用水開発では江戸時代の葛西用水、見沼代用水の開削があった。

そんな歴史の歩みに関わって田島君と一緒に地形図を片手に実に丹念に歩きまわった。そして次第にこの地域の自然史と社会史が見えてきた。小出さんの本を読んだのはその後であり、僕が手探りで得た認識は基本的には小出さんの認識と同じだったことがわかってとても嬉しかった。これも後で気づいたことだが、この地域は菱沼先生の農事試験場時代のフィールドでもあり、先生の農作業調査、シロカキ等の実態調査の地域とも重なっていた。そのことをだいぶ後に先生の調査報告書を整理するなかでたびたび気づいて驚き、またとても嬉しかった。

これらのことの断片を当日、思いつくままにFさんにお話ししたのだが、彼はそれらのことは、例えば中川低湿地という言葉、自然堤防という言葉すら、まったく知らなかったようだ。

今は広々とした田んぼとなり、道もまっすぐに通る、所々に小さな住宅団地が拓かれた風

景が広がっているが、そこには利根川などの諸河川が流入し、また瀬替えされ、自然と人の長い時間をかけた格闘の歴史があるのだということ、だから「土地」としてみても旧河川跡、沼沢跡、そして古い集落や古い道が続く自然堤防ではまったくそのあり方が違うこと、最も面積が広い沼沢跡の土壌は泥炭だということ、どこも地下水位は浅く、大雨が降れば内水洪水に見舞われやすいこと、水の流れは緩やかで、だから汚染には弱いことなどのことを、「土地」商売の F さんはまったく知らないのだ。彼が熟知していることは、開発計画と地価動向だけなのだ。実に驚くべきこと、しかし、実にあり得ることではないか。社会における土地論がなんと未成熟で、歪んでいることか。

彼が取得した大地主の屋敷地。それぞれ数ヘクタールの広大な屋敷地で、うっそうとした屋敷林に囲まれていたらしい。そこは彼の眼には荒れ地に映り、だから彼は屋敷林の樹木を伐採し、広い空き地が作られていた。彼はそこを区画し、おそらくログハウス風の田舎住宅を何棟も建てて、新規就農希望者の住宅（農地付きの）として販売しようと計画していた。僕はその話を聞いて即座に大反対だと、僕の意見を述べた。

中川低湿地のような広大な平地にはすでに林野は喪われてしまっている。屋敷林は最後に残された地域の林地なのだ。だから屋敷林は、地域の生態系の拠点として、中川低湿地らしい樹種を生態系再生の視点から植栽管理していくべきなのだと僕は述べた。僕の意見を聞いて F さんはそんなことは考えたこともなかったと驚いていた。聞いてみると望ましい地域生態系の再生という発想もまったく持っていなかったようだ。

続いて地域の既存集落みなさんとおつきあいはどんな具合なのかと聞いてみたが、彼はそれにも取り組んでいなかった。売り地があったら、田畑でも買い取りますという宣伝はしているようだが。田んぼについては水利権の問題があること、しかもこの地域の場合には水田開発の歴史が長いので、水利権は錯綜しているといった問題もあること等もよくは理解していないようだった。

僕が地域の農家たちの了解もなく、農地の売買がされるのは実に問題だ、農地売買は集落の了解の下で行うというのが長い歴史のなかで作られてきた農地についての社会的了解事項なのだとしたらそんなことは初耳だと言っていた。

彼にとって土地所有権は独立した絶対的権利だという意識しかなかったのだ。土地所有権の独往的な優先には実に多くの問題があるのだという認識が彼にはまったく欠けていた。自分が取得した土地は、自分勝手に利用方法を定め、勝手に区画し、転売することにはまったく問題はないと彼は信じ切っていた。

この小文の最初に書いた金沢さんの土地の「可分割性」に続く土地所有権の絶対性には合理的根拠があるという認識の線上に F さんの認識はあるのだ。土地はある程度分割可能な自然力だという認識。しかし、分割可能性の一方的追求には多くの無理が出てくると言う認識。これが土地論の最初にしっかりと置かれていなかったことのマイナスが取り返しがつかないほどに定着してしまっているのだ。

僕は、この問題を農業論、農学論の基礎として考え続けてきたのだが、F さんとの対話を通じて、これは実は社会論一番の基礎に置かれるべき認識だったのだと気づき、おおいに驚いた。

## 農地の私的所有権について考える

農地への太陽光発電施設の進出を嫌悪する住民グループの小さな集まりで、太陽光発電に関連して農地の利用と所有に係わる諸問題についてお話しすることになって、改めて農地の私的所有権の歴史的経過について椎名重明さんらの研究書を読み直してみた。若い頃読んだのとはかなり違った読後感でとても有意義だった。

農地の私的所有権の確立は近代社会成立の重要な指標とされている。

私的所有権の確立が重要な意味をもつのは、所有権が確立した農地区画で自由に農業を行うことができ、それが新しい社会経済的体制の下で、おおきな経営経済的利益とつながるからである。そのための技術的体制が整うことが前提となる。ここで新しい社会経済的体制とは産業革命による都市の食糧需要の増大であり、そこでの農耕の技術的前提とは農業革命だった。

農業革命とは共同体の下での三圃式農法と共同体から離脱して輪栽式農法の農業経営の確立への移行を主な内容としていた。

三圃式農法の時代には、販売目的の商業的農業は一般的には成立しておらず、労役も含む公租の外は共同体内での自給自足が主な目標となっていた。主要な作物は秋播きの小麦と春播きの大麦で、畜産は主として耕地と森林の間に設定された共同放牧地に依存していた。冬季は舎飼いとなるが越冬飼料が乏しいので、秋には越冬家畜を選抜し、残りは屠畜しハムやソーセージに加工して保存食料とされた。

三圃式の耕区は集落（共同体）として設定され、休閑から秋播き小麦の播種への転換の前に、家族員数などをもとに細長い地条に分割配分され（割換え）、次の春播き大麦までは分割配分された地条が家族毎に耕作される。ここでは平等主義が重視される。休閑地管理では地力回復と夏季の休閑耕が雑草（宿根性雑草）抑制のために特に重要で、休閑耕は共同体として実施される。

三圃式農法体制はヨーロッパでは古くからの制度のように思っていたが、マルクブロックによれば、それは近世、16世紀、17世紀頃のもので、それ以前、すなわち中世のヨーロッパにはそうしたしっかりとした農地利用秩序は確立しておらず、広漠とした森林や草原において開墾と耕作放棄を繰り返す、無秩序な空間が広がっていたとのことである。そうした無秩序農耕の密度が高まり、ようやく近世期になって三圃式というしっかりとした農耕と生活の秩序体制が確立していったとのことなのだ。

日本で言えば、太閤検地に象徴されるムラ＝百姓体制の確立と類比されるのだろうが、その前後の様相はかなり違っている。日本では安定した農耕体制の下での、国土利用の確立は太閤検地以前から、大化の改新の失敗の頃からほぼ確立していたのではないかと。もちろん未墾地は広範に残されていたとしても。蝦夷を征服していった大和の東進は大和の農耕体系の拡大過程でもあつたのだから。カトリックローマのヨーロッパ支配にはそのような農耕などの経済体制の確立拡大はなかったように思える。

このような三圃式農法と共同体の体制は安定した営みだったが、近代の産業革命からの

求めに適応できず、まず、牧羊の利益を求めて領主層による囲い込み（第一次エンクロージャー）が強行され、続いて効率的な穀物生産と食肉生産を求めた囲い込み（第二次エンクロージャー）が進み、三圃式農法と共同体的土地管理の体制は壊れていった。イギリスでは18世紀後半期のことだった。

三圃式農法にとって変わったのが輪栽式農法だった。そこでは耕区は4圃に区切られ、各区とも耕作区で休閑区はなくなる。共同放牧地はなくなり、家畜は基本的に舎飼いとなり、家畜の餌は耕地から供給されるようになる。夏季の飼料には赤クローバー（1年生）が栽培され、冬の餌として飼料蕪の作付けされ、飼料は周年で豊富に供給されるようになる。家畜飼養の制約が大幅に緩和され、舎飼いのため堆肥が多量に確保され、耕地の地力補給のシステムが確立する。また中耕機械が開発され、機械除草が一般化し、また蕪栽培のために深耕が導入され、夏季休閑耕が不要となる。

そしてこうした輪栽式農法の農業経営が広がる過程で成立したのが近代的農地所有制度だった。この制度は人々が利用する土地の主要なものだった農地においてまず典型的に確立し、続いてすべての土地へと及んでいった。

近代的農地所有の枠組みは、自由な線引き区画についての排他的な所有権設定、所有地の自由な使用と地代の形成、所有地の自由な売買と貸借などである。

そこでは土地それぞれの自然的な紐帯、共同体などの社会的紐帯などの制約からの自由が前提とされている。だからそれは自由な土地所有であり、その自由さが多くの地代と経営的利益を保証するという枠組みとなっている。

しかし、こうした近代的土地所有とその徹底的行使はさまざまな問題を惹起することがあるので、所有権の保証を前提として、さまざまな土地利用規制が図られていく。

土地についての慣行的な権利を保全するために、入会権、地役権などが所有権を超える権利として法的にも認められており、また関係者による見上げの刈り払いなども慣行的に認められてきた。

農地法も近代的土地所有権への強い規制であり、農地転用は農業委員会の許可を要するというのはそのためである。

ここで僕にとって印象的だった二つの事柄について書いておきたい。

一つは、農業革命に続いて展開されたハイファーマーミングについてである。

高度集約農法と邦訳されるこの農業ムーブメントは、輪栽式の高度な農法体系、林野などの共有地に依存せず、自立的に、自己完結的に農耕を展開できる、地力も高まり、雑草も合理的に抑制され、順次に規模拡大も進め得るという有畜複合の農耕体系、そしてそれを支援するグアノや骨粉や過リン酸石灰などの輸入外部補給資材の供給、農業機械の開発導入、品種改良の推進などの展開。これが空前の農業ブームを呼んで「イギリス農業の黄金時代」を作り出した。その内容を読み直してみれば、これは少し前まで僕たちが提唱し続けてきた有機農業そのものではないかということに気づかされ、唖然としてしまった。

戦後の化学肥料、農薬の多用という現代農業を批判し、そのスイッチバックを提唱したのが有機農業だったが、それは歴史的には農業革命後のハイファーマーミングへの回帰だったということなのだ。その意味では有機農業推進法は近代農業としてはある種の歴史的正当性

をもっていたということなのだ。

しかし僕たちが有機農業にかけた夢や志はそんなものではなかった筈だ。

僕自身について言えば推進法制定という流れの中で、有機農業とは何かについて問い直し、歩み続ける農人たちの軌跡から学んで「低投入・内部循環・自然共生」の技術論がその中核をなすと提起することができた。さらにその後は秀明自然農法との出会いの中で、無施肥農業の普遍性について歴史的に振り返り直すことができた。近代的農地所有についての今回の読書を踏まえて、僕自身としてはすんでのところで、近代主義への内容的参画から逃れ得たなど今回もまた少しほっとはしている。

二つには土地は自然物で、土壌の特質からそれはある程度分割可能な自然物であり、だからそれを根拠に、分割し、所有できる自然力として、近代社会において土地は扱われていく。このことは確か間違いのないのだが、そこにはやはり無理があり、土地は自然とは切り離しきれものではないのだということへの確信である。輪裁式の農業革命、ハイパーファームは自然からの離脱、共同体からの離脱の取り組みだった。しかし、農は自然の営みで、人は定住性のある類的存在なのだ。近代はとりあえずは合理的で便利だが、そこには大きな見落としと嘘があり、それは廃棄され、もう一度、自然とそこで生きる人々という地点に立ち戻り、新しい歩みを始めなければならないと痛感した。

## 農地の私的所有権について考える

### ——太陽光発電施設の農林地への進出に関連して——

はじめに

太陽光発電推進は固定価格買い取り制度以降、大きく変質してしまった  
脱原発依存、再生可能エネルギー開発などの理念はすっかり棚上げとなり  
それはすでに利の安定した投資、そして投機の対象となってしまった  
そこでは自然調和や住民融和などの当然の前提が見失われてしまっている  
利の少ない農業利用から利が安定して見込める太陽光発電へという論理  
しかし、農家の動きは、こぞって太陽光転用へとはなっていない  
農家は総じて太陽光発電施設の農地への進出を快くは思っていない  
太陽光発電の推進者は、利を求める他地の外部資本で、投機的な外資も動いている

今回の問題は通常の農地転用ではない

約 30 年前の中村元町長のゴルフ場転売のための土地買い占めに端を発している  
ゴルフ場開発に失敗し、その土地は競売に付され、常陽銀行から桜井氏に渡る  
この取引もすでに通常の農地売買ではなかった 耕作放棄地のままでの売買  
桜井氏の土地取得は宅地等への転売目的の農地法違反の不正取得だった  
その土地が今回はつくば市の会社に太陽光発電施設用地として転売された  
農民ではなく不動産業者の桜井氏はこれでなんとか不良物件を売り逃げる事ができた

斉藤さん、茂木さんの異議申し立ての意味

土地利用転換については隣接地居住者への説明とその同意が必要だ  
自然に囲まれて暮らしてきたのに突然家の隣に太陽光発電施設ができるのは嫌だ  
これは隣の畑がイモ畑が野菜畑に転換するのとは訳が違う  
こんな土地利用転換は土地所有者の自由裁量とはならないはずだ  
土地利用転換には近隣居住者との関係で適切な手順が必要だ——説明と同意  
転換の内容によって認められる転換と認められない転換がある——太陽光はダメ  
しかしこれらのまっとうな主張は法制度によって後押しされていない

農地は自由勝手に売買したり転用したりできる私有物ではない

農地の売買や転用は農地法の規定によらなくてはならない

農地法は農地を農地として利用し、保全していくために社会が求めた法制度

だから農地は自由な商品とはならない

これまで農地の売買貸借は農業委員会の監督下で原則として相対取引とされてきた

これは土地利用の継続についての双方の了解が取引の前提となるという含意に基づく

出作、入作は好ましくない、農地利用は地域住民の手で が原則だった

それは何故だろうか

農地は自然物であって人工的な商品ではない 自然物としての風土的個性がある

農地は人の手が加わった自然物で、人の手の累積は、祖先からの賜で尊重されるべき

農地はもともとムラの農地としてあった

上土は我のもの、中土はムラのもの、底土は天のもの

農地は人々の食べ物を生む土地であり、そのことの固有の価値は未来に向けても高い

農家は日本社会を支えてきた基盤であり、農地は農家のものという価値観は大切

土地は所有者だけのものではない

土地は自然物であって、それはまずは神の世界のものであり、続いてムラのものであった

土地には土地の祈りがあり、そこには祈りを踏まえた規範と作法があった 地鎮祭など

土地利用には長い経験を踏まえた自然的、社会的、技術的な特質とルールがあった

土地は長い歴史の中で、さまざまな人々が、さまざまな形で利用してきた

そこにはさまざまな慣行的な権益があった 入会権、入浜権、地役権、水利権など

ムラは遠い昔に草分けの人々によって拓かれた

関東は蝦夷を征服隷属させての大和東進の地である

石岡は古くからの都地だったが、おおくは戦国から江戸時代頃にかけての新開のムラ

ムラは 10 名程度の草分けの人々（家々）によって拓かれた

草分けの人々（家々）が本百姓としてムラの中心となりムラは栄えていった

農地耕作権と年貢義務は明確だったが、年貢はムラ単位でムラの責任として上納された

年貢を完済している限りムラは自治の世界で、武士はむやみに立ち入れなかった

ムラの周りにはコモンズとしての村山があり、水利はムラの仕事として運営されていた

明治維新の地租改正で農地の私的所有権は確定した

官民有区分で村山の多くは国有地や巨大地主の所有地に編入されてしまった